



専 決 処 分 書

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

富里市長 五十嵐 博



富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

富里市長 五十嵐 博文

条例第18号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第24条の2中「第25条の2」を「第25条の2第1項」に改める。

第25条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) <p>第24条 次の各号のいづれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p>	(国民健康保険税の減額) <p>第24条 次の各号のいづれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ (略)</p>
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) <p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の</p>	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) <p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の</p>
2	2 (略)

改正後

改正前

2 第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2第1項において同じ。) である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第24条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額)」である。当該給与所得が含まれている場合には、当該給与所得につれて計算した金額の100分の30に相当する金額(第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得について計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第25条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

1～3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2において同じ。) である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第24条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額)」である。当該給与所得が含まれている場合には、当該給与所得につれて計算した金額(第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得について計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第25条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求める場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

1～3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正前	改正後
則第33条の3 第5項に規定する「地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の金額」とする。	法附則第33条の3 第5項に規定する「地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の金額」とする。
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税税等に規定する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に相互主義による所得税等の非課税税等に規定する法律第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第4項(同法第12条第1項において準用する場合は山林所得金額)とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	法附則第33条の3 第5項に規定する「地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の金額」とする。
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税税等に規定する法律第8条第4項に規定する特例適用利子等、同法第12条第6項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第3項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を行なう場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外國居住者等の所得による相互主義による所得税等の非課税税等に規定する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合は山林所得金額並びに特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、同法第12条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合は山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	法附則第33条の3 第5項に規定する「地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の金額」とする。

改正前	改正後
<p>川鹿(1等)の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う租税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う租税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額に合計額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
	<p>附 売 （施行期日）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の富山市年金制度保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	

承認第 号

専決処分の承認を求めることについて（富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（概要）

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったため、本条例にも改正を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分を行ったものです。

2 改正内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万5千円から29万円に改めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を52万円から53万5千円に改めます。

○軽減対象所得額

5割軽減

改正前	改正後
$43\text{万円} + (\underline{28\text{万5千円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43\text{万円} + (\underline{29\text{万円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

2割軽減

改正前	改正後
$43\text{万円} + (\underline{52\text{万円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43\text{万円} + (\underline{53\text{万5千円}} \times \text{被保険者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

※ 7割軽減については変更なし

3 施行期日

令和5年4月1日

5割軽減（第24条関係）

被保険者数	改正前（所得額）	改正後（所得額）
1人	715,000円	720,000円
2人	1,100,000円	1,110,000円
3人	1,485,000円	1,500,000円
4人	1,870,000円	1,890,000円
5人	2,255,000円	2,280,000円
6人	2,640,000円	2,670,000円
7人	3,025,000円	3,060,000円
8人	3,410,000円	3,450,000円
9人	3,795,000円	3,840,000円
10人	4,180,000円	4,230,000円

2割軽減（第24条関係）

被保険者数	改正前（所得額）	改正後（所得額）
1人	950,000円	965,000円
2人	1,570,000円	1,600,000円
3人	2,190,000円	2,235,000円
4人	2,810,000円	2,870,000円
5人	3,430,000円	3,505,000円
6人	4,050,000円	4,140,000円
7人	4,670,000円	4,775,000円
8人	5,290,000円	5,410,000円
9人	5,910,000円	6,045,000円
10人	6,530,000円	6,680,000円

改正による影響見込み ※令和5年3月末時点で試算（単位：人・世帯・千円）

	改正前		改正後		差引増減		
	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	合計
被保険者数	1,802	1,739	1,837	1,891	35	152	187
世帯数	972	964	960	1,079	18	115	133
均等割額	25,927	9,821	26,433	10,716	506	895	1,401
平等割額	14,130	5,784	14,400	6,474	270	690	960

※2割軽減から5割軽減となる ⇒ 35人（18世帯）

※軽減対象外から2割軽減対象となる ⇒ 187人（133世帯）

※影響見込額 均等割額は約1,401千円 平等割額は約960千円

合計約2,361千円の軽減額が増となる見込みです。